諮問番号：令和７年度諮問第１号
答申番号：令和８年度答申第１号

答　　申　　書

第１　審査会の結論

令和７年２月２５日付け６長与健第３６７５号により，長与町長（以下「実施機関」という。）が審査請求人に対して行った公文書の一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は，棄却されるべきである。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件処分を取り消し，本件処分において非開示とされた箇所（以下「本件非開示箇所」という。）のうち，本件開示請求により開示を求めたとおり（令和６年４月１日以後の新型コロナワクチン定期接種に係る情報並びに当該情報及び本件処分に係る記録中の宛名番号を含む。），開示を決定することを求める。

２　審査請求の理由

⑴　対象文書の特定について

ア　定期の予防接種に関する記録について

実施機関が本件処分において開示した「新型コロナウイルスワクチン臨時接種記録台帳」（以下「本件開示文書」という。）には，接種日が令和３年２月２２日から令和６年３月３０日までのものが記録されていた。しかし，本件開示請求は，新型コロナワクチンの接種が開始された月から本件審査請求の日（令和７年２月７日）までの情報の開示を内容とするものであり，令和６年４月以後の情報に関する記録（以下「定期の予防接種に関する記録」という。）が特定されておらず，かかる記録を非開示とした理由も示されていない。

市町村長は，予防接種法施行規則により，定期の予防接種の記録と保存が義務付けられており，定期の予防接種に関する記録が調製されていると考えられるか

ら，これが非開示情報に該当しない限り，開示されなければならない。

イ　未接種者に関する記録について

実施機関は，本件処分において，新型コロナワクチン臨時接種を１回も実施していない者に係る記録（以下「未接種者に関する記録」という。）を保有していないことを理由として，これを非開示とした旨主張するが，未接種者においては，本件開示請求の内容中新型コロナワクチンを接種したことに係る記録は，当然に存在しない。一方で，本件開示請求の内容中生年月日，性別，死亡している場合の死亡日，転出している場合の転出日，転入している場合の転入日及び宛名番号を記録した公文書は，作成されているものと考えられる。その理由としては，新型コロナワクチンを接種しなかった者であっても，第１回目及び第２回目の接種券は発送されているはずであり，新型コロナワクチン臨時特例接種においては，接種対象者を年齢や職種等で区分し，当該区分ごとに一定期間を定めて接種が行われ，また，他都市での接種の有無も考慮する必要があったことから，実施機関において，住民異動などを含む情報を公文書として作成したと考えられるからである。

また，当該各情報は，接種券の発送に係る情報と住民基本台帳の情報とを個人宛名番号で紐付けて知り得るものであると推定されるから，いずれにせよ実施機関は，未接種者に関する記録を保有していることになり，本件開示請求で求める部分を開示しなければならない。

⑵　本件非開示箇所に係る条例７条２号本文該当性等について

ア　宛名番号

当該箇所は，本件処分通知において条例７条２号本文に該当するという理由で非開示の決定がなされたが，当該理由の提示は，個人の権利利益を害するおそれとなる部分を除き，条例７条２号本文の引用というべき内容であり，特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより，特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）となる具体的な理由の提示がない。

また，実施機関は，「氏名と併せて記述されていること」を主張するが，当該情報と氏名に関する情報とは容易に区分することが可能であり，非開示決定の理由とはならない。

さらに，特定の個人の権利利益を害するおそれの有無等に関し，実施機関は，当該箇所が特定個人識別可能性を有するから個人の権利利益の侵害につながる旨主張するところ，条例７条２号は「特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，明らかに個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定されており，当該主張は，条例の適用に当たっての論理としては，成り立たない。

イ　生年月日

理由の提示について，アに同じ。

なお，長与町の令和７年６月末における人口は，３万９，２４４人であり，人口規模から見て，生年月日単独では，特定の個人を識別することは不可能である。

また，条例８条２項には，「氏名，生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等」と規定されているが，当該規定中生年月日は例示列挙されており，制限列挙されているものではないから，当該規定をもって，生年月日が直ちに特定個人識別性を有すると解釈することはできない。このほか，実施機関が主張する生年月日の特定個人識別可能性に関する主張は，いずれも抽象的なものに留まるものである。

さらに，特定の個人の権利利益を害するおそれの有無等に関し，アに同じ。

ウ　住民となった日

理由の提示について，アに同じ。

当該箇所が出生日である場合，特定個人識別可能性について，イに同じ。

当該箇所が転入日である場合，一般人が転入日から特定の個人を識別することは困難であり，仮に職場や地域といった限られたコミュニティに属する者であれば，特定の個人を識別することが可能な場合も想定できなくはないが，近親者でなければ他者の転入日をいちいち記憶に留める可能性は低く，なお抽象的な懸念に留まる。

特定の個人の権利利益を害するおそれの有無等に関し，アに同じ。

エ　住民でなくなった日

理由の提示について，アに同じ。

当該箇所が死亡日である場合，実施機関は，「本件公文書以外の住民でなくなった日が記録されている他の公文書，新聞の訃報欄その他の公知の情報等と照合」することにより特定個人識別可能性を有することとなる旨主張するが，当該他の公文書の具体的な内容が示されておらず，また，仮に公知の公文書でなく実施機関の内部で保管されているものだとすれば，特定個人識別可能性についての問題は生じない。新聞の訃報欄との照合可能性にあっては，新聞の訃報記事は，遺族等の承諾に基づき掲載されるものであるところ，死亡者全員について掲載されるものではないから，特定個人識別可能性に対する懸念は，抽象的なものに留まる。

当該箇所が転出日である場合，一般人が転出日から特定の個人を識別することは困難であり，仮に職場や地域といった限られたコミュニティに属する者であれば，特定の個人を識別することが可能な場合も想定できなくはないが，近親者でなければ他者の転入日をいちいち記憶に留める可能性は低く，なお抽象的な懸念に留まる。

また，特定の個人の権利利益を害するおそれの有無等に関し，アに同じ。

オ　異動事由について

異動事由（住民となった日及び住民でなくなった日について，これらの異動の原因となった事実をいう。以下同じ。）につき，新型コロナワクチンの予防接種又は接種券発送に関する記録と住民基本台帳とを宛名番号で紐付けて得られる情報であるから，本件開示請求に係る対象文書として特定した上で開示すべきである。

⑶　公益上の義務的開示について

本件開示請求は，実施機関に対し，新型コロナワクチン接種と死亡との相関関係の調査に必要な生データの開示を求めたものである。死因にかかわらず，生データを収集し，死亡の状況について解析し，その結果として接種者と非接種者との間に有意の差が認められたときは，ワクチン接種と死亡との相関関係が推認されるのであるし，その反対もあり得る。ワクチン接種が任意である以上，その安全性に関する情報は，接種・非接種を決定する者に伝えられる必要がある。新型コロナワクチン接種後の副反応によるものと思われる健康被害が生じた者や，死亡者が生じている現状において，個人情報保護に際しての抽象的な懸念とを比較すれば，生命・身体・健康の保護こそ遥かに重大な問題である。

本件開示請求によって得られた情報が，予防接種を受けたことによる死亡を前提としたものではないとしても，予防接種と死亡との間における相関関係は，ワクチン接種を検討する者に対し，接種を受けるか否かの判断材料の一つとなり得ることから，公益性が認められるといえる。

厚生労働省が公表している「疾病・障害認定審査会（感染症・予防接種審査分科会新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害審査第二部会）審議結果」によれば，新型コロナワクチン予防接種に伴う健康被害救済状況は，令和７年３月２４日時点で，進達受理件数が１３，１９５件，認定件数が９，０３１件であり，このうち死亡一時金又は葬祭料に関する進達受理件数が１，６９９件，認定件数が９９８件となっている。この事実からしても，接種による健康被害が疑われる状況にある。更に踏み込んで，開示された情報を解析して得られると考えられる予防接種と死亡との間の相関関係についての情報は，ワクチン接種を検討する者にとって一つの重要な判断材料となり得ることが考えられる。

得られた解析結果（ワクチン接種と死亡との相関関係）を公開することや，国・地方公共団体に対し，陳情等によりワクチン接種と死亡との因果関係の調査・公表を求めることにより，国民の生命・身体・健康の保護に繋がることが考えられる。

よって，本件開示請求により求めた接種情報と死亡の情報は，条例７条２号ただし書イに該当するといえる。

第３　実施機関の主張の要旨

１　実施機関としての考え方

本件審査請求は，棄却されることが適当であると考える。

２　理由

⑴　対象文書の特定について

ア　定期の予防接種に関する記録について

実施機関は，本件開示請求に係る対象文書の特定に関し，その管理する電算システム（以下「健康管理システム」という。）内のシステムデータを特定した。

健康管理システム内には，新型コロナワクチンの特例臨時接種に関する記録が保存される一方で，予防接種法施行令の一部を改正する政令（令和６年政令第１１６号）の施行により，定期の予防接種を行うＢ類疾病として新型コロナウイルス感染症が定められた後の，いわゆる新型コロナウイルスワクチンの定期接種移行後（令和６年４月１日以後）の記録は保存されておらず，かかる情報は紙媒体により管理していたことから，ＣＳＶファイルでの開示を求める本件開示請求において，定期接種に係る記録を特定しなかった。

予防接種法（昭和２３年法律第６８号）９条の３及び予防接種法施行規則（昭和２３年厚生省令第３６号）３条は，定期の予防接種に関する記録の作成及び保存を義務付けており，「定期接種実施要領」（平成２５年３月３０日付け健発０３３０第２号厚生労働省健康局長通知別添）第１－１においては，定期の予防接種に関する記録について，「予防接種台帳を，未接種者の把握や市町村間での情報連携等に有効活用するため，電子的な管理を行うことが望ましい」旨の技術的助言がなされ，同要領様式第一においてそのひな形が示されており，かかる形式により定期の予防接種に関する記録が調製・保存されているはずであるとする審査請求人の主張には理由があることを認める。

条例５条は，「実施機関の保有する公文書」を開示請求の対象として規定することから，開示請求時点において保有していない公文書はその対象とならないものの，定期の予防接種に関する記録は，予防接種法の目的に照らし，定期接種実施要領を尊重し，電子的な管理を行うことが適当と認められることから，本件審査請求を契機とし，電子媒体により予防接種台帳を作成し，当該作成した定期接種に係る記録を改めて特定した上で，本件処分に追加して開示決定等を行う旨判断する。

イ　未接種者に関する記録について

本件処分は，健康管理システムにおける新型コロナワクチンの特例臨時接種に関する記録に係る機能メニューから，参照範囲として適当と認められるシステムデータを抽出して特定することにより行った。

本件開示請求において，審査請求人は，その請求内容を「いわゆる新型コロナウイルス予防接種ワクチン接種が開始された日から本開示請求の日までの間における全住民の以下の情報全て。（未接種者も含む）／①生年月日（開示不可なら抽出日時点の年齢），②性別，③死亡している場合は死亡日，④転出している場合は転出日，⑤転入している場合の転入日，⑥当該ワクチン接種日とそれぞれのロット番号，接種ワクチンのメーカー，何回目の接種か」としたが，未接種者にあっては⑥に係る情報が存在しないから，①ないし⑥に係る情報が記録された公文書は，存在しない。

審査請求人は，新型コロナワクチン特例臨時接種における接種券の送付に係る記録が作成され，かつ，当該記録には住民異動に関する情報も含めて記録されているはずであり，上記①ないし⑤に係る情報については，「接種券発送に係る情報と住民基本台帳の情報とを個人宛名番号で紐付けて，知りうる」と主張する。この点，接種券の送付に係る記録は作成されているものの，当該送付に係る記録中の宛名番号等と住民基本台帳の情報とを照合することにより，住民基本台帳の情報の一部を当該送付に係る記録に付加することは，開示請求時点において保有していなかった公文書を新たに作成した上で特定することを意味する。条例５条が「実施機関の保有する公文書」を開示請求の対象として画することから，個別の開示請求に面してから上記のような公文書の作成を行い，その上で当該作成した公文書を特定することまで求めるものではないと思料する。

なお，開示請求の内容からすると，未接種者に係る上記①ないし⑤を記録する公文書は，住民基本台帳にほかならないが，仮に住民基本台帳を本件開示請求に係る対象文書として特定したとしても，住民基本台帳に記録される事項は個人情報そのものであり，条例７条２号本文に該当するから，全体として非開示の決定を行うことが想定される。

⑵　本件非開示箇所に係る条例７条２号本文該当性等について

ア　宛名番号

宛名番号は，基幹系システムに登録される個人に対し付番される番号であることから，被接種者に係る個人に関する情報に当たり，これが氏名と併せて記述されていることから，長与町情報公開条例に基づく処分に係る審査基準（以下「審査基準」という。）第３－２－⑴－イにより，特定の個人を識別することができる情報に該当すると判断した。

部分開示について，宛名番号は，基幹系システムのみならず，その連携する業

務系システムにおいても幅広く利用されており，更には悉皆性及び唯一無二性の性質を有するものであるので，健康管理システムその他の電算システムにおいて管理されるだけでなく，種々の帳票，事務処理上の抽出データ等にも出力することで利用されている。そのため，宛名番号を公にすることとなると，本件対象文書以外の公文書中に表示された宛名番号についても，当該公文書中の特定の個人を識別することができる記述等を除いた上で開示の対象となることが想定され，こうした悉皆性及び唯一無二性を有する宛名番号が表示された複数の公文書が開示され，それらの各公文書の記述等が照合されることにより，特定の個人を識別することができることとなり，個人の権利利益が害されるおそれが認められる。

イ　生年月日

生年月日は，被接種者に係る個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに当たり，条例７条２号本文に該当すると判断した。また，審査基準第３－２－⑴－イから，生年月日が特定の個人を識別することができる記述である旨判断した。

なお，本町の住民であることを前提とした生年月日の情報は，それ単独で特定の個人を識別することができる情報に当たる場合があり，また，生年月日のみでは特定の個人を識別できなかったとしても，一の生年月日をもって抽出される個人の数は僅少であり，特定の個人が識別される蓋然性の高い情報であると認められる。

加えて，生年月日は，処分庁その他実施機関のみならず，日常生活の種々の手続において，多様な個人データの保有主体に提供されるものであり，かつ，他の個人に関する情報と比較し，本人到達性の高い情報であると考えられる。そのため，生年月日が公にされることとなると，そのことをもって特定の個人が識別される場合があり，又は他の情報と照合されることにより特定の個人を識別することができることとなる具体の懸念が想定され，個人の権利利益が害されるおそれが認められる。

ウ　住民となった日

住民となった日は，被接種者の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに当たり，条例７条２号本文に該当すると判断した。

なお，住民となった日には，出生，転入，国籍取得，職権記載その他の本町の住民登録に係る事由の発生日が記録されている。かかる事由の発生日を公にすることとなった場合，本件対象公文書以外の住民となった日が記録されている他の公文書，新聞の出生欄その他の公知の情報等と照合されることにより，特定の個人を識別することができることとなり，個人の権利利益が害されるおそれがあると認められる。

エ　住民でなくなった日

住民でなくなった日は，被接種者の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに当たり，条例７条２号本文に該当すると判断した。

なお，住民でなくなった日には，死亡，転出，国籍喪失，職権記載その他の本町の住民登録に係る事由の発生日が記録されている。かかる事由の発生日を公にすることとなった場合，本件対象公文書以外の住民となった日が記録されている他の公文書，新聞の訃報欄その他の公知の情報等と照合されることにより，特定の個人を識別することができることとなり，個人の権利利益が害されるおそれがあると認められる。

オ　公益上の義務的開示について

公益上の義務的開示について，審査基準第３－２－⑶は，「個人に関する情報を公にすることにより害されるおそれがある当該個人の権利利益よりも，当該情報を公にすることにより人の生命，健康，生活又は財産を保護する必要性が上回ると認められる場合」等に該当するものであり，「この比較衡量に当たっては，個人の権利利益には様々なものがあり，また，人の生命，健康，生活又は財産の保護についても，保護すべき権利利益の程度に差があることから，個別の事案に応じた慎重な検討を行う」べきであるとする。

この点，本件対象文書は，審査請求人が「予防接種を受けたことによる死亡を前提にしたものではない」と主張するとおり，新型コロナウイルスワクチン予防接種と死亡との関連性について記録する側面はなく，「予防接種と死亡との間における相関関係」の有無等に関する記録でないことは明白であり，当該相関関係を前提とした帰結として公益性が認められるとする審査請求人の主張は当たらない。また，仮に，この部分における審査請求人の主張について，本件対象文書が当該相関関係の有無等について記録する文書でなかったとしても，本件処分に係る非開示部分が公にされることにより，これを閲覧した者の見解の下で当該相関関係の有無等を推量することとなり，当該推量を頼りとして新型コロナワクチン予防接種を受けるか否かの判断材料を得ることとなること自体に公益性が認められるとする趣旨であると解したとしても，当該推量に基づく判断材料を得られるとすることの利益が，本件処分で非開示としたことにより保護される個人の権利利益より勝るとは認められない。

第４　調査審議の経過

１　本件対象文書

新型コロナウイルスワクチン臨時接種記録台帳

2　本件処分

公文書開示決定通知書（令和７年２月２５日付け６長与健第３６７５号）

3　審査の経緯

⑴　令和７年２月７日付け，審査請求人は，実施機関に対し，公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

⑵　令和７年２月１０日，実施機関は，本件開示請求を受理し，処分決定期間の満了日を同月２５日と定めた。

⑶　令和７年２月２５日，実施機関は，本件処分を決定し，同日，公文書開示決定通知書（令和７年２月２５日付け６長与健第３６７５号。以下「本件処分通知」という。）により，審査請求人に対し通知した。

⑷　令和７年５月２２日付け，審査請求人は，審査庁に対し，審査請求書を送付した。

⑸　令和７年５月２３日，審査庁は，審査請求書を受理した。

⑹　令和７年６月３０日，実施機関は，弁明書（令和７年６月３０日付け７長与健第７０４号）を作成した。

⑺　令和７年７月８日，審査庁は，「弁明書の送付及び反論書等の提出等について」（令和７年７月８日付け事務連絡）により，審査請求人に対し，弁明書の送付及び反論書の提出依頼等をし，反論書の提出期限を令和７年８月１５日と定めた。

⑻　令和７年８月１５日付け，審査請求人は，審査庁に対し，反論書を送付した。

⑼　同日，審査庁は，前記反論書を受理した。

⑽　令和７年１０月３日，審査庁は，本件審査請求に対する裁決について，当審査会に諮問し，同月３日，審査請求人に対し，当該諮問を行った旨通知した。

⑾　令和８年３月２日，実施機関は，「公文書の追加の開示決定について」（令和８年３月２日付け７長与健第１６２４号）により，審査会に対し，定期の予防接種に関する記録に係る公文書を特定し，追加の開示決定を行った旨通知した。

⑿　令和８年３月２７日，審査会は，実施機関に対し，「補充の理由説明書の提出の求めについて」（令和８年３月２７日付け７情個審第１号）により，本件処分及び⑾に記載の追加の開示決定処分において，「抽出日時点の年齢」の記録項目が特定されなかった理由の説明を求める旨通知し，その提出期限を同年４月３日とした。

⒀　令和８年４月３日，実施機関は，審査会に対し，「補充の理由説明書」（令和８年４月３日付け８長与健第３７号）により，上記説明書面を提出し，同月８日，審査会は，審査請求人に対し，その写しを送付した。

⒁　令和８年４月２７日，審査庁は，「審理手続の終結等について」（令和８年４月

２７日付け８長与総第１４２号）により，審査請求人に対し，審理手続の終結の旨を通知した。

４　審査会の調査審議の経過

年月日	調査審議の内容
令和７年１０月３日	諮問書の受理
同年１０月２３日	諮問概要説明
同年１１月２７日	審議
令和８年１月１５日	審議及び答申内容調整
同年２月２６日	審議及び答申内容調整
同年３月２６日	審議及び答申内容調整
同月２７日	補充の理由説明書の提出の求め
同年４月３日	補充の理由説明書の受理
同月２１日	審議及び答申内容調整
同年５月２９日	答申内容調整
令和８年６月１日	答申

第５　審査会の判断の理由

１　本件処分に係る関係法令等の定めについて

⑴　開示請求及び開示決定等について

条例３条は，「実施機関は，この条例の解釈及び運用に当たっては，公文書の開示を請求する権利を十分尊重するとともに，個人に関する情報の保護について最大限の配慮をしなければならない」と規定する。

条例５条は，「何人も，この条例に定めるところにより，実施機関に対し，当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる」と規定する。

条例７条は，「実施機関は，開示請求があったときは，開示請求に係る公文書に……非開示情報……が記録されている場合を除き，当該公文書を開示しなければならない」と規定する。

⑵　定期の予防接種に関する記録について

予防接種法（昭和２３年法律第６８号）９条の３は，「市町村長……は，定期の予防接種等を行ったときは，遅滞なく，厚生労働省令で定めるところにより，当該定期の予防接種等に関する記録を作成し，保存しなければならない。定期の予防接種等に相当する予防接種を受けた者又は当該定期の予防接種等に相当する予防接種

を行った者から当該定期の予防接種等に相当する予防接種に関する証明書の提出を受けた場合又はその内容を記録した電磁的記録……の提供を受けた場合における当該定期の予防接種等に相当する予防接種についても，同様とする。」と規定する。

予防接種法施行規則（昭和２３年厚生省令第３６号）３条１項は，「市町村長……は，定期の予防接種等を行ったときは，遅滞なく，次に掲げる事項を記載した当該定期の予防接種等に関する記録を作成し，かつ，これを当該定期の予防接種等を行ったときから５年間保存しなければならない。」と規定し，同項各号において，予防接種を受けた者の氏名，性別，生年月日及び住所（１号），予防接種を行った年月日（２号），予防接種の種類（３号），予防接種を行った医師の氏名（４号），接種液の接種量（５号），接種液の製造番号その他当該接種液を識別することができる事項（６号），予防接種を受けた者の個人番号（７号）及び前各号に掲げる事項のほか予防接種の実施に関し必要な事項（８号）を定める。

⑶　本件非開示箇所について

条例７条２号本文は，非開示情報として，「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって，特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより，特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，明らかに個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（以下「個人識別情報」という。）を規定する。

⑷　公益上の義務的開示について

条例７条２号イは，「人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報」と規定し，個人識別情報に係る公益上の義務的開示事項を定める。

⑸　部分開示について

条例８条２項は，「前条第２号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において，当該情報のうち，氏名，生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより，公にしても，個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは，当該部分を除いた部分は，同号の情報に含まれないものとみなして，前項の規定を適用する」と規定する。

２　対象文書の特定について

⑴　定期の予防接種に関する記録について

定期の予防接種に関する記録に関しては，本件審査請求を受け，令和６年４月から本件開示請求の日までの情報を記録した公文書が改めて特定され，令和８年２月

２７日付け７長与健第１６１５号をもって開示決定処分がなされたことから，本論点については，取り上げない。

⑵　未接種者に関する記録について

未接種者に関する記録について，審査請求人は①生年月日（開示不可なら抽出日時点の年齢），②性別，③死亡日，④転出日，⑤転入日の開示を求めるものであるが，当該記録は実施機関において保有されているとはいえないのであり，条例５条が開示請求の対象として「実施機関の保有する公文書」を規定する趣旨からしても，個別の開示請求に面してから開示請求時点において保有していなかった公文書を作成した上で特定することまで求めるものではないと解される。

なお，審査請求人は，反論書第２－２－⑵－エにおいて，「「新型コロナウイルスワクチン接種記録台帳」と「住民基本台帳」の一部……とを別々に開示」を受けることにより，「審査請求人において，当該接種記録台帳の接種券番号と住民基本台帳の個人宛名番号とを関係づけることが可能」とするが，当該２台帳は特定個人識別性を有する情報の集合であることが想定され，仮にその一部を公開することができるとしても，かかる特定個人識別性に通じる照合を可能とするような開示の在り方は，条例７条２号の趣旨に照らして不適当である。

以上から，本論点に係る審査請求人の主張には，理由がない。

３　本件非開示箇所に係る条例７条２号本文該当性等について

⑴　条例７条２号本文について

本号により個人に関する情報を保護する目的は，個人の正当な権利利益の保護であり，その中核的部分は，いわゆるプライバシーである。そのため，個人に関する情報についての非開示の範囲をプライバシーという概念で画することも考えられるが，いわゆるプライバシー情報型の非開示規定は，個人に関する情報につき，非開示の範囲が必要以上に広がらないことが期待される一方，プライバシーの概念が必ずしも明確でなく，個人の価値観により，その範囲につき見解が分かれることが少なくないため，制度の安定的運用が困難となることが懸念される。そこで，長与町においては，個人識別情報を原則非開示とした上で，個人の権利利益を侵害せず非開示にする必要のないもの及び個人の権利利益を侵害しても開示することの公益が優越するため開示すべきものを，本号ただし書で例外的開示事項として列挙する個人識別情報型が採用されている。

「個人に関する情報……であって，特定の個人を識別することができるもの」とは，氏名，生年月日等のそれ自体として個人を識別し得る記述等のみならず，それ自体では個人を識別し得ない部分等も，個人に関する情報に含まれるものと解される。

「他の情報と照合することにより，特定の個人を識別することができることとなるもの」とは，いわゆるモザイク・アプローチに関する規定であり，ある情報自体を開示しても非開示規定が防止しようとする不利益が生じるわけではないが，他の情報との照合により非開示規定が保護しようとする利益が害される場合に非開示とし得ることは，個人識別情報には必ずしも限定されないと解されるところ，条例７条２号が個人識別情報についてのみ明文でその旨規定したことは，個人識別情報については特にその保護が図られるべきであるとの趣旨であると解される。

⑵　生年月日

生年月日は個人に関する情報であって，氏名と同様にそれ自体特定の個人を識別し得る情報であると認められ，条例７条２号本文に該当する。審査請求人は，反論書第２－１－⑵－イ－(ｳ)において，人口の規模からして特定の個人を識別することは不可能である旨主張するところ，その部分開示の可否に関し，条例８条２項は，「氏名，生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等」を除いた部分の開示について定める。ここでいう「生年月日」は，その文理から例示列挙であると解されるが，特定個人識別性を有する記述の典型例として挙げられているのであって，本件対象文書中の生年月日がかかる典型的な特定個人識別情報と一線を画する性質の記述であると認められる事情はなく，部分開示の可否判断の対象としても妥当し得ないものと解するのが相当である。

したがって，生年月日は，なお条例７条２号本文の規定により非開示とされるべきである。

⑶　補充の理由説明書（令和８年４月３日付け８長与健第３７号）によれば，本件対象文書に年齢情報は記録されていないことから，これを開示するためには，本件対象文書と住民基本台帳その他の台帳との照合を行うことにより対象者の年齢を抽出し，あるいは本件対象文書中の生年月日情報から新たに年齢情報を生成するなどの対応が求められるものの，条例５条が開示請求の対象として「実施機関の保有する公文書」を規定する趣旨からしても，個別の開示請求に面してから開示請求時点において保有していなかった公文書を新たに作成した上で特定することまで求めるものではないと解される。

なお，本件対象文書に加え，住民基本台帳その他の台帳の一部を開示することにより，審査請求人においてかかる照合を可能とするような開示決定の在り方については，２－⑵の２段落目記載のとおり，条例７条２号の趣旨に照らして不適当である。

⑷　住民となった日及び住民でなくなった日

住民となった日及び住民でなくなった日は，個人の長与町内に住所を有している

期間を示す情報であるから個人に関する情報に当たり，特定の個人を識別することができる情報の一部を構成し，条例７条２号本文に該当する。

条例８条２項の部分開示の可否に関し，当該各日付は，出生，死亡，転出入その他の個人の私的生活上の事柄の発生日付といえ，一般に公になることを欲しない情報であると考えられ，また，公開されることにより特定の個人が識別される可能性もあるから，これを公にすると，個人の権利利益が害されるおそれを否定し得ないのであって，部分開示についても適当でないと判断される。

⑸　異動事由について

異動事由（住民となった日及び住民でなくなった日に関し，これらの住民基本台帳上の異動の原因となった事実をいう。以下同じ。）については，本件対象文書に記録されておらず，新型コロナウイルスワクチン接種記録台帳の情報と住民基本台帳とを照合することにより，同台帳に記録された異動事由の情報を抽出した上で，新型コロナウイルスワクチン接種記録台帳に付加するといった対応が求められるところ，条例５条が開示請求の対象として「実施機関の保有する公文書」を規定する趣旨からしても，個別の開示請求に面してから開示請求時点において保有していなかった公文書を作成した上で特定することまで求めるものではないと解される。

なお，本件対象文書に加え，住民基本台帳の一部を開示することにより，審査請求人においてかかる照合を可能とするような開示決定の在り方については，２－⑵の２段落目記載のとおり，条例７条２号の趣旨に照らして不適当である。

⑹　また，反論書第２－１－⑵－イ－(ｲ)から(ｵ)までにおいて，本件非開示箇所につき，条例７条２号の「特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，明らかに個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に関する主張が行われているものの，本件対象文書中の各行は，個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに当たるために同号本文該当性を有するから，当該規定の適用に関する論点は想定されない。

４　公益上の義務的開示について

条例７条２号ただし書イは，「人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報」と定め，非開示により保護される利益と，開示により保護される利益を比較衡量し，後者が前者に優越すると認められたときに開示が義務付けられるものと解され，当該情報は，その公開により個人が特定されることを前提として，それに優越する法益を保護するために必要である場合に限り，開示に伴う不利益を個人に受忍させた上で例外的に開示されるものであり，このような不利益を受忍させるためには，その開示により人の生命，健康，生活又は財産等の保護に資することが相当程度具体的に認められることを要すると解するのが，ただし書

という条文の構造からみても相当である[1]。

審査請求人は，新型コロナワクチン接種と死亡との相関関係の調査に必要な生データが公にされることにより，当該データを解析して得られると考えられる予防接種と死亡との間の相関関係についての情報は，新型コロナワクチン接種を検討する者にとって一つの重要な判断材料となり得ることが考えられ，国民の生命・身体・健康の保護に繋がる旨主張している。

しかし，本件非開示部分を開示することが，具体的に人の生命，身体，健康又は財産を保護するため必要があるとまではいえないことから，公にすることにより害されるおそれがある個人の権利利益よりも優越するとは認められない。

7　審査請求人のその他の主張について

⑴　宛名番号については，本件開示請求では対象とされていないものの，審査請求書第４－３及び反論書第２－１－⑵－イ－(ｲ)ではその開示を求める趣旨の主張があるから，この点検討する。宛名番号は，実施機関が管理する基幹業務システムに登録される個人に対して重複なく付番される番号であるから，個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができ，条例７条２号本文に当たり，同号ただし書のいずれにも該当しないのは明白である。また，宛名番号は，その記述自体から特定個人識別性を有するものと考えられるから，条例８条２項の規定に基づく部分開示の余地もないものである。

⑵　審査請求人は，反論書第２－１－⑴において，審査基準が本件処分の適法性ないし妥当性に作用するものではない旨主張する。審査基準は，長与町行政手続条例（平成８年長与町条例第５号。以下「行政手続条例」という。）５条１項の規定に従い策定されているものであるが，同条２項が求める内容の具体性に関しては国の行政機関，他の地方公共団体の機関等が策定するものとも権衡がとれており，また，長与町の公式ホームページ上で公表されているなど同条３項の規定を満たす運用がなされている。かかる運用の下で策定，公表される審査基準は，それ自体に法的拘束力があるわけではないものの，行政手続制度の趣旨から，行政庁の判断に公正性，合理性を担保するのに資するのであって，これを本件処分の決定に際し用いることには，一定の合理性が認められる。

⑶　審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

8　結論

[1] 大阪高等裁判所平成 23 年（行コ）第 165 号（平成 24 年 11 月 29 日第 3 民事部判決）

以上から，冒頭記載のとおり結論する。

9　付言

⑴　実施機関は，本件処分において，新型コロナウイルスワクチンの特例臨時接種に関する記録を開示し，本件審査請求での指摘を経て，同ワクチンの定期接種移行後に関する記録を追加で特定の上開示決定を行い，その理由を，紙媒体により管理していたことにより健康管理システムのシステムデータ等の電子的情報として特定し得なかったからなどとした。この点，開示決定前において開示請求者（審査請求人）に対して該当公文書の保有の在り方を説明し，求める開示の方法等について聴取する等の機会を設けるべきであった。また，実施機関が本件審査請求の事後において当該電子的記録を作成して追加の開示決定をしたことにつき，予防接種法９条の３及び予防接種法施行規則３条における予防接種等の記録の作成及び保存の義務は，予防接種の実施状況の的確な把握と，未接種者若しくは被接種者又はこれらの関係者に適切な情報提供を行うことを趣旨として定められ，また，定期接種実施要領第１－１においては未接種者の把握や市町村間での情報連携等に有効活用するために電子的な管理を行うことが望ましい旨通知されているところ，当該公文書の管理の在り方に内省が促されたものと捉えられるが，他の予防接種の実施状況に関する記録についても，同様に点検され，必要に応じてその保有形態の見直しを行うなど，再発防止のための措置を講ずる必要がある。

⑵　また，審査請求人は，本件開示請求において，「生年月日（開示不可なら抽出日時点の年齢）」を請求対象としているところ，本件処分は生年月日を条例７条２号本文該当として非開示決定を行いながら，本件処分通知中には「抽出日時点の年齢」情報の開示の可否に関する記載がない。行政手続条例８条の規定の趣旨からすれば，処分の相手方にとっていかなる理由をもって当該情報が特定されなかったかを了知し得るものでなければならず，決定通知書面の記載内容につき，強く改善が求められる。

＜審査会委員＞

会長　有馬理　　委員　入江季記　中山祐一　平見健太